令和４年１０月

お客さま各位

新宮信用金庫

電子交換所の設立に伴う手形・小切手のお払戻可能日時の変更について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

全国銀行協会は、令和４年１１月に「電子交換所」を設立することを決定し、当金庫も「電子交換所」参加に向け準備を行っております。

「電子交換所」設立により、全国各地に設置されている手形交換所は廃止され、従来は人手を介して搬送し行っていた手形・小切手の交換業務が、イメージデータの送受信で完結できるようになります。

お客さまのお手続き方法に変更はございませんが、電子交換所の運用開始に伴い、手形・小切手のお払戻可能日時につきまして、下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．小切手のお払戻可能日時

小切手の支払場所が遠隔地の場合、現在は資金化まで日数を要しておりましたが、電子交換所による交換決済開始後は、資金化時限が早まることがございます。

２．手形のお払戻可能日時

<table>
<tr><th>支払場所</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>他行（同一交換所内）</td><td>支払期日の翌営業日
午後１時30分頃</td><td rowspan="2">【電子交換所】
支払期日の翌営業日
午後１時30分頃</td></tr>
<tr><td>集中取立
（他行　遠隔地）</td><td>支払期日の翌営業日
午後３時30分（為替終了後）</td></tr>
<tr><td>個別取立　※
（他行　遠隔地）</td><td>支払期日当日
（金融機関間の取立入金報告後）</td><td>※変更なし</td></tr>
</table>

※電子交換所による手形・小切手の交換業務開始後は、原則としてすべての手形・小切手は電子交換所を経由して決済されることとなります。

しかしながら、電子交換所不参加金融機関への取立の場合や、電子交換できない証券類、その他何らかの事情により個別の取立が必要となる場合については、郵送による個別取立となります。

３．電子的な決済手段への移行をご検討ください。

全国銀行協会では「令和８年度末までに手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標としております。今後当金庫でもでんさいサービス等による電子決済化（ペーパーレス化）をお客様に提案してまいります。

以上